

鳥取縣公報

昭和十八年七月二十七日
第千四百五十四號

火曜日

目次

- 告 示
 - 犢糶賣期日變更認可……………一頁
 - 縣立鳥取機械工養成所生徒募集……………二頁
 - 游泳場開設許可……………三頁
- 公 告
 - 收用土地細目……………三頁
- 彙 報
 - 農林水産業夏季基本調査……………五頁
 - 中等學生心鍊成……………八頁
 - 専門學校卒業程度の試験檢定……………九頁
 - 其の他……………

告 示

◆鳥取縣告示第三百九十六號

氣高郡畜産組合濱村及古海定期犢糶市場業務規程第三條中
犢糶賣期日左ノ通變更ノ件七月二十七日附認可セリ

昭和十八年七月二十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

市場名	取扱家畜	變更前ノ市場開催日	變更後ノ市場開催日
濱村定期犢糶市場	犢	三月二十三日、七月九日、十月十一日、十二月十二日	三月二十三日、七月九日、十月十日、十二月十八日
古海定期犢糶市場	犢	三月二十四日、七月十一日、十一月十三日、十二月十四日	三月二十四日、七月十一日、十二月十九日、十二月二十日

00207

◆鳥取縣告示第三百九十七號

昭和十八年十月鳥取縣立鳥取機械工養成所ニ入所セシムベキ生徒左ノ要項ニ依リ募集ス

昭和十八年七月二十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

鳥取縣立鳥取機械工養成所生徒募集要項

一 募集人員 二十五名

内 旋盤工科 十名 仕上工科 十名

製圖工科 五名 別 科 若干名

一 入所資格

年齢滿十四歲以上滿二十五歲迄

國民學校高等科卒業者又ハ之ト同等以上ノ學力ヲ有スル者

一 願書受付期間

八月十五日ヨリ九月十五日迄

一 考查期日

九月二十日

一 考查場所

鳥取市吉方二六五ノ一 鳥取縣立鳥取機械工養成所
備考 入所案内希望者ハ鳥取縣立鳥取機械工養成所宛送
信料四錢切手添付申出ツベシ

◆鳥取縣告示第三百九十八號

氣高郡青谷町長 田 中 寛 匡

右者ニ對シ左記遊泳場ノ開設ヲ許可セリ

昭和十八年七月二十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

一 名 稱 青谷町海水浴場

一 所在地 氣高郡青谷町大字青谷

一 開設期間 昭和十八年 自七月十五日 至八月三十一日

公 告

土地 收 用 公 告

昭和十八年三月四日付内務大臣ノ事業認定公告ニ依ル鳥取

00208

縣起業河川改修ノ爲收用スベキ土地ノ細目左ノ如シ

昭和十八年七月二十七日

鳥取縣知事 武 島 一 義

土 地 細 目

鳥取縣氣高郡青谷町大字青谷字瀬崎 四、三八七、四、三八八、四、三六三、四、三六四、四、三六一、四、三六三、一、畑字反草四、二九六、田字湯田四、二九七、田字橋詰四、三〇九、五字橋詰四、三〇九、六、四、三三一、四、三三二、四、三三三、四、三三一、六、四、三二一、三、四、三二二、五、四、三三七、内第一宅地四、三〇九、一、四、三〇八、二、四、三〇八、一、四、三二一、〇、四、三二一、〇、四、三二一、一、四、三二二、一、三、九七三、一、三、九六六、四、三、九七三、一、〇、三、九七三、三、三、九七三、六、三、九七三、七、三、九七三、内第九、三、九七三、一、三、九七三、第一、三、九八二、三、三、九七四、二、三、九七四、一、三、九六六、六、三、九六六、五、三、九七九、二、三、九八一、三、九八〇、

一、三、九八〇、二、三、九八七、三、三、九八七、四、三、九八五、三、九八二、第二、三、九八二、内第一、三、九八五、三、九八六、三、九八九、二、三、九八九、一、三、九九五、三、九九七、四、〇〇六、三、四、〇〇六、四、〇〇五、一、三、九九六、三、九九七、三、九九七、一、三、九九八、三、九九九、三、九九九、四、〇〇八、田三、九八二、四、四、〇〇三、四、〇〇四、四、〇〇五、畑字ツキト一一九、一一八、一一四、一二八、一二九、一二七、一二六、一二五、一一三、一一二、一一五、一一五、一一六、一二七、一一三、〇田一二四畑字あかき三〇五、三〇一、三〇六、三〇四、三〇三、田字くどき三〇八、三〇九、一五七、三〇七、三〇一田字平田前三四七、三五二、三四八、三五二、三五五、三五六、三五三、三五四、三三七 田字亀尻三六三、三六二、三五八、三五九、三六〇、三六一、三六五、三六六、

00209

三六九、三七〇、三七三、三七四、三七七 田字川向三四
 三、三四二、三四一、三四〇 田字鷺繩手四、一一八、四、一
 一八ノ一 田字曲リ目三九六、三九四、三九五、三九三、三
 九二ノ一、三九一ノ一、三九〇、三八九、三八七ノ一、三
 八六ノ一、三八五ノ一、三八四、三八三、三八八ノ一、三
 七八、三七九、三八〇、三八一、三八二 田字大茨四、〇九
 二、四、〇九二 三田字背戸田四、〇五二、四、〇五一 田字
 土手廻り四、〇八六、四、〇八八、四、〇八九、四、〇九〇、
 四、〇九一、四、〇八七、四、〇八一、四、〇八二、四、〇八
 三、四、〇八四 田字江川四、〇七六、四、〇七八、四、〇七五
 田字中町三、九三七ノ四、三、九三七ノ五、三、九六三 宅地
 字中繩手四、〇二九、四、〇三三、四、〇三二、四、〇四七、
 四、〇五〇、四、〇三〇ノ二、四、〇三〇ノ一、四、〇三五、
 四、〇三四、四、〇四八、四、〇四九、四、〇三〇ノ三、四、
 〇三一ノ一 田四、〇三一 宅地日置谷村大字善田字内江尻一
 八五、一五八 畑字外江尻 一三三、一三六、一三七、一三
 四、一三一、一三二、一四〇 田字下狐殺一六〇 畑四一六原
 野四一七山林字クドレ一五六ノ二 畑一五六ノ一 宅地字土橋

二、一田字東山四一五原野

00210

彙報

農林水産業夏期基本調査

八月一日現在で實施

食糧増産其他諸政策 重要基礎資料として

第三回農林水産業夏期基本調査が、来る八月一日現在を以て全國一齊に實施されるが、本縣では本調査の完璧を期する爲に本調査の第一線に活躍すべき縣下二千有餘名の農林水産業調査員を本月十四日から縣下三十ヶ所に招集してその方法等につき各般の打合せを行つてゐるが、縣民各位に於てよくその趣旨並に記入の實際等につきよく諒解して調査の萬全を期するやう努められたい。

この夏期基本調査といふのは資源調査法に基いて制定されてゐる農林水産業調査規則の第二條によつて、毎年八月一日に行はれる農林水産業基本調査の一つであつて、食糧

増産其他農林水産業に關する諸政策に確固たる基礎資料を提供しようとするものであるから、調査客體たる申告義務者は有りのまゝを偽りなく申告して、調査の完全を期せねばならないのである。

一 調査の客體

調査の客體即ちこの調査の申告をせねばならぬ者は「農家」及び「準農家」である。以下これについてその意義範圍を説明する。

一、農 家

調査客體たる「農家」とは「世帯員中に農業を営むものある世帯」である。即ち世帯員の中に一人でも農業を営むものがあれば申告せねばならぬのであつて、たゞに世帯主に限らず何人でも農業を営む者が家族中にあればこの調査の對象となるので、世帯員の誰かゞ農業以外の、例へば林業工業はもとより工場等に勤めてゐても一向差支へなく、こゝに言ふ農家の意義は極めて廣い。

「農業」の範圍は耕種、養蠶、養鶏、養畜の何れ

00211

か一又は二以上を業として行ふことを指す。耕種とは米、麥、蔬菜、花卉、果樹、果樹苗、桑苗、工藝作物等總べての作物を栽培して生計を営む者であるが、造林用苗木は含まない。養蠶とは家蠶を飼育して生計を営むもので桑を栽培しなくても蠶を飼へばこれに入り、養畜とて牛馬豚綿羊山羊等の家畜又は鶏鶩等の家禽、或は蜜蜂を飼育することによつて生計を営む者であるが、但し愛玩用鳥獸は含まない。

調査はこれらの農業を生業として営む者について行はれるが、生業とするとは經濟的物質生活の爲の活動、殊に労働をすることであつて、趣味娯樂としてのものは含まない。

尙生産物は常時販賣に供せられずとも、自家用の場合に於ても労働の重要部分が農業に注がれて居れば農家とする。

二、準農家

「準農家」とは「會社、組合、學校、試驗場等(國營のものを含まず)にして農業を行ふもの」をいふのであつ

て、例へば工場に於て食糧確保等の目的で農業を行ふ場合、又は部落員、隣組、又は數人の者が共同で農業を行ふもの等も、面積の多少に拘らず準農家として調査される。

二 調査事項

調査事項は 一、農家準農家別二、專業兼業別並に兼業の種類三、自小作別 四、經營總耕地面積 五、稻作付面積 六、主要作物付面積七、桑及茶栽培現在面積八、鶏飼養羽數の八つであつて、記入上の注意については大体調査票に書いてあるから、よく読んで間違ひなく記入されたい。念のため補足的に説明すると次の通りである。

一、專業兼業別

專業農家とは農業のみを営む世帯である。世帯員中にも農業以外の業に従事する者の存しないものであることを要する。但し農家が自家生産の農産物を加工したり自己の稻田で養鰻を行ひ、又は自家用柴草や薪炭等を得る目的で山林を所有するやうな場合は兼業とは見ない。

00212

兼業農家とは農業を営む世帯でその世帯員中に農業以外の業に従事する者ある世帯である。世帯主又は世帯員が自ら商工、水産業、林業、交通業等を經營する者は勿論、これらに労働者として雇傭される者や、その事務とか、技術に従事する者、其の他官公署、學校、組合其の他団体等に勤務する者、他人の農業に日傭又は季節傭等として雇傭される者等のある農家はみな兼業農家である。

尙貸付耕地一町歩以上の地主が農業を営んで居る場合或は株券其の他の財産収入の相當ある者が農業を営んで居る場合等も兼業農家として取扱ふ。又出稼、女工、職工、女中奉公の如き賃労働者に限り、その者が八月一日に農家を離れてゐても、他で一戸の世帯を構へてゐないかぎりこれをその農家の世帯員と見做し、その農家は兼業農家として取扱ふ。

二、自小作別

この欄は1.貸付耕地一町歩以上を所有する農家2.自作農家3.自作兼小作農家4.小作兼自作農家5.小作農家6.土地

を耕作せざる農家の六つに別れてゐて、準農家と記入の要はない。農家は調査票に示されてゐる右の六つの中自己の該當するもの一つに○をつけるのである。

右のうち自作農家とは耕作全田畑が總て自己所有であるものと、全田畑の中一割未満が小作地である農家、自作兼小作とは自作地と小作地の面積が等しいもの及自作地の方が小作地より多いもの、即ち自作地が五割以上九割未満のもの、小作兼自作農家とは小作地の方が自作地より多いもの、即ち自作地が一割以上五割未満のもの、小作農家とは小作地ばかりを耕作する農家及自作地が一割未満のもの、土地を耕作せざる農家とは、全く田畑を耕作しないで家畜家禽蜜蜂蠶等を飼養する農家、又は温室經營農家である。因に貸付耕地一町歩以上所有して居るものは初の1.方に入るべきであるが、一町歩未満所有することは差支ない。

三、經營總耕地面積

自己の經營してゐる田及畑の面積を洩れなく記入するので現に作物を栽培してゐる土地は勿論、既に收穫済で現

00213

に作物を栽培してゐない田畑又は何等かの都合で其の年栽培を休んでゐる田畑も總てを計上するのである。従つて河川敷や屋敷の一部等土地臺帳に田畑でない土地でも現に作物を栽培してゐる土地は耕地として記入し、又自市町村のみでなく他市町村内に出作してゐる分も含め記入するのである。尙田畑の區別も臺帳面に依らず、現在の土地の形態によつてきめる。但し八月一日現在で水田作物が植はつてゐないでも、水田としての形態の整つてゐるものは田として取扱ふことになつてゐるのである。

(統計課)

比較的身体の弱い

中等學生を鍊成

八月一日から縣下四ヶ所

本縣に於ける各中等學校の体力検査は此の程全部終了を見たが、其の結果國民体力管理醫に於て比較的身体が劣弱

であると認めらるゝ者が三百名内外に達する見込で、縣では之等劣弱者の体位向上を圖り、或は産業戰士として國家に御奉公出來得る人的資源を培養し、以て敵國をして屈服せしめんとする目的の下に、來る八月一日より九月四日まで三十五日間に亘り、中央より講習を受けた飯郷軍人を指導者として岩美郡大岩村大字岩本にある岩本興亞鍊成道場、西伯郡境町にある境舊砲石跡の境港灣事務所、米子市皆生にある大山館、姫路陸軍病院皆生臨時分院の四ヶ所に於て健民鍊成を實施することとした。而して本鍊成は本年度内に一般勤勞者を通じて二十五回實施することになつてゐる。

又此の鍊成は期間中だけでは其の實効は期し難いので、父兄側に於ても右の趣旨を諒し、進んで鍊成所に入所せしめると共に鍊成後に於ても鍊成中に受けた生活改善其の他に付て一層留意し體力向上に努力せられるやう切望する次第である。

尙ほ一般者、勤勞者等の對象者に對しても同様趣旨に依り本年度内に實施する豫定である。

00214

實施内容は

- 一、理學的検査、ツベルクリン皮内反應検査、エックス線検査、赤血球沈降速度測定、糞尿検査、身体各部に亘る觀察と判定、肺活量検査、背筋力検査其の他体力章檢定種目等を行ふと共に、生活調査表に依つて所要事項を調査する
 - 二、右に基いて個別的指導を行ひ、惡癖の矯正に努め良習慣の涵養をなす
 - 三、個別的指導に際しては對談等をして既往及び現在の生活其の他各種調査並に検査に基き体力の低下を來した原因と認められるものを指摘し、進んで矯正除去に努める
 - 四、實施に當つては精神訓話、健民講話、体力講話、衛生講話、就中健民講話及び衛生講話に主力を注ぐ
 - 五、体操、教練、行軍、武道、角力、遊戲、水泳、勤勞作業等を行ひ本人に適應した運動を課せしめる
 - 六、毎朝皮膚の鍛鍊を行ふ
- 等であるが、特に弱い者に對しては休養に重きを置くと共に

に毎日は六時に起床し、夜は九時に就床する等就寝規律ある訓練生活を行ふことになつてゐて其の成果を期待されてゐる。

健康が 長い戦に 勝つ力
 たくまき身に 國を負へ

(衛生課)

専門 卒業程度の試験檢定

十月三日より十日間

文部省では現に實業に従事し又は將來従事せんとする者で境遇其の他の事情に依り専門學校を卒業しない者に對し、實業に關する専門學校卒業者と同程度の資格を付與するために本年度専門學校卒業程度の試験檢定を次の通り施行することとなつた。

- 一、檢定學科及び試験場、
- 高等工業學校機械科

横濱高等工業學校

明治專門學校

東京高等工藝學校

神戸高等工業學校

●高等工業學校應用化學科

横濱高等工業學校

明治專門學校

●高等農林學校農學科

三重高等農林學校

東京高等農林學校

二、出願期限及び手續

出願者は八月末日までに文部省専門教育局専門教育課に
受験願書を差出すこと

出願に關する書式は本年四月十四日付文部省令第四十六
號専門學校卒業程度檢定規程に依ること

三、試験期日

十月三日より十二日まで毎日

尙詳細に付ては住所氏名を明記して郵便切手を貼付した
る返信用封筒を封入の上縣教學課宛照會せられたい。

(教學課)

昭和十八年七月二十七日印刷
昭和十八年七月二十七日發行

發行者 鳥取縣鳥取市東町 縣
印刷所(西島19)前田印刷所